

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答申第54号)

平成30年12月5日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った保有個人情報不開示決定について、実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示請求

平成30年5月28日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「大公審第2号平成30年2月23日付通知3-(1)-①について ・〇〇参事の具体的な主張(不十分と判断した理由) ・評価について説明を行なわないことを不合理としない理由 以上に関する書類一式(議事録でも可。手続の説明は不要。)」と記載して保有個人情報の開示を請求した(以下「本件開示請求①」という。)

また、同日、審査請求人は実施機関に対し、「大公審第2号平成30年2月23日付通知3-(2)-① 5行目「貴殿が所属する」～7行目「受けた事実」について、誰がいつ、どのような内容をどのような状況で主張し、誰がいつ、どのような方法で確認検証したのか分かる書類一式。(議事録でも可。)特に内容について覚えがないので日付も含め具体的な情報を求めます。」と記載して保有個人情報の開示を請求した(以下「本件開示請求②」といい、本件開示請求①と本件開示請求②を併せて「本件開示請求」という。)

2 実施機関の決定

平成30年6月11日、実施機関は、本件開示請求①に対応する保有個人情報として、「・職員支援室聴取記録 ・公正職務審査委員会平成29年度第8回会議録」を特定の上、これを不開示とする決定(以下「本件処分①」という。)を行った。また、同日、本件開示請求②に対応する保有個人情報として、「・ハラスメントに関する照会に対する回答 ・公正職務審査委員会平成29年度第9回会議録」を特定の上、これを不開示とする決定(以下「本件処分②」といい、本件処分①と本件処分②を併せて「本件処分」という。)を行った。開示をしない理由は以下のとおりである。条例第18条第6号に該当する。

公正職務審査委員会の会議は、個人情報に触れることに加えて、率直な意見の交換を担保するため、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則において、原則非公開としている。

本請求に係る文書は、公正職務審査委員会における調査審議に関する情報であって、開示することにより、将来の調査対象者に萎縮効果が及び、今後の当委員会の審議判断に支障が生じるおそれがあるため。

3 審査請求

平成30年6月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)

第3 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、全て開示するとの裁決を求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、審査請求書及び意見書の記載内容並びに意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 条例第18条第6号は、不当な開示請求に対して不開示となる規定である。不開示理由には、審査請求人の行った開示請求がどう不当なのか具体的な記載がない。不開示理由が6号の要件を満足していないことから、不開示決定は不当である。
- 2 会議が原則非公開は、別条例の規則にある規定と記載がされている。一方、条例にはこれについての記載はないため、不開示理由とはならない。
- 3 条例は将来の調査対象者を対象にしていないため、不開示理由とはならない。
- 4 開示請求したのは、「平成29年10月24日付け申出書に係る判断について(通知)」に記載された内容の根拠を求めたもので、不開示情報にあたらぬ。
- 5 保有個人情報不開示決定通知書、弁明書及び情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書に記載された保有個人情報の内容は、審査請求人が請求した内容ではない。いずれも審査請求人の同意無く記載した内容であり、記載事項に不備があることから不当である。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書の記載内容及び事情聴取によると、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求人が述べる「不当なものが不開示となる」というのは、条例第18条第6号中、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が「不当」に損なわれるおそれ(以下省略)の部分を目指すものと思われ、本件不開示決定通知書の開示をしない理由に「不当」という文言を記載していないことを指摘しているものと思われるが、当該理由についてはどのような「不当に損なわれるおそれ」があるかを具体的に記載したものである。よって、具体的な記載がないとの指摘には当たらない。
- 2 審査請求人の、「会議が原則非公開は、別条例の規則にある規定と記載がされている。一方、条例にはこれについての記載はないため、不開示理由とはならない。」との主張については、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則第14条第4項において、大津市公正職務審査委員会の会議は原則非公開とすることを規定しているが、そのみを不開示の理由としたのではない。大津市公正職務審査委員会の会議では、個人情報を扱うことに加え、率直な意見の交換を担保するため、原則非公開とされているのであり、条例第18条第6号を適用する前提として記載したものである。
- 3 審査請求人の、「条例は将来の調査対象者を対象にしていないため、不開示理由とはならない。」との主張について、開示することにより、将来の調査対象者に萎縮効果が及び、今後の当委員会の審議判断に支障が生じると考える。
- 4 職員支援室の聴取は、職員支援室から当委員会に参考資料として提出された資料である。職員支援室の聴取は、被聴取者から事実に基づく証言を聴取するため、公開しないことを前提に実施されているものであり、当委員会の会議が非公開であって当委員会へ提出した資料が委員による審議の目的以外には開示されないことを当然の前提として提出されたものである。仮にこれを明らかにすれば、職員支援室と被聴取者との信頼関係が損なわれ、今後の聴取において正確な事実が得られなくなるおそれがあり、今後、審議の基礎資料として職員支援室からの情報提供を得ることが困難となるため、当委員会の審議判断に支障が生じるおそれがある。

- 5 公正職務審査委員会第8回会議においては、審査請求人の主張が人事評価に関するものであったため、本市の人事評価制度について調査、審議がなされている。人事評価に関する情報は、条例第18条第7号エに該当する場合には不開示となるものであり、原則本人にも秘匿されているものである。本件では、委員会の審議に必要であることから、会議が非公開で資料が他に開示されることがないことを前提に提供を受けたものである。仮にこれを明らかにすれば、不開示情報を含む資料を基にした審議において開示請求を念頭に置かざるを得ず、率直な意見交換ができず、今後の当委員会の審議判断に支障が生じるおそれがある。
- 6 ハラスメントの照会に対する回答は、当委員会が公益目的通報の調査として、本市関係職員に照会して得た回答であり、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第20条第2項において公開してはならないと規定する公益目的通報者等(公益目的通報者及び公益目的通報にかかる調査対象事実の調査に協力した者)が特定されるおそれがある情報に当たる。仮にこれを明らかにすれば、将来の調査対象者に萎縮効果が及び、今後の当委員会の審議判断に支障が生じるおそれがあることから、条例第18条第6号により、本回答について審議した結果が記録されている公正職務審査委員会第9回会議録と併せて開示しないことと決定した。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件審査請求の対象となっている保有個人情報について

本件審査請求の対象となっている保有個人情報は、「職員支援室聴取記録、ハラスメントに関する照会に対する回答、公正職務審査委員会平成29年度第8回及び第9回会議録」(以下「本件保有個人情報」という。)である。

大津市公正職務審査委員会は、公益目的通報及び不当要求行為等に適切に対処するため、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第23条に基づいて設置された委員会である。公正職務審査委員会平成29年度第8回会議録は、会議が非公開であることを前提に、人事課が公正職務審査委員会の聴取に応じた会議の会議録であって、会議では、人事評価に関する調査、審議がなされている。人事評価に関する情報は、条例第18条第7号エの規定する、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報に該当すると不開示となるものである。

職員支援室聴取記録は、職員支援室が被聴取者から事実に基づく証言を聴取するため、公開しないことを前提に実施した聴取の記録であり、公正職務審査委員会が、審議に必要であったため、審議の目的以外には開示しないことを前提に、職員支援室に提出を求めたことにより得たものである。

ハラスメントに関する照会に対する回答は、公正職務審査委員会が、審議に必要であったため、審議の目的以外には開示しないことを前提に、調査対象者にハラスメントに関する照会をしたことにより得た回答である。

また、公正職務審査委員会平成29年度第9回会議録は、ハラスメントに関する照会に対する回答について審議した会議の会議録である。

ところで、審査請求人は、本件保有個人情報を開示するよう主張するとともに、実施機関が対象文書として特定した文書は、審査請求人が請求したものではないため、実施機関の文書特定に誤りがあると主張する。一方、実施機関は、条例第18条第6号に該当し、本件開示請求に対応する文書は本件保有個人情報のみであり、ほかには存在しないと主張している。このため、当審

査会は、本件の審理において、まず、文書特定の妥当性について検討する。

2 本件処分における文書特定の妥当性について

審査請求人が本件開示請求において求めた公文書は、公正職務審査委員会に天津市の人事評価自体に不備がないかの観点で「ハラスメントの疑い又は不適切と思われる事案に関する申出書」でもってした公益目的通報に対して同委員会の通知において示された同委員会の決定（「調査の結果、通報対象事実は認められないと決定します。」）の根拠となる事実を証する文書である。

当審査会で文書特定の妥当性を検討するにあたり、実施機関に対して、公正職務審査委員会の調査・審議において作成又は取得した全ての文書の提出を求めたところ、実施機関が提出した文書のうち、本件保有個人情報の対象としなかった文書には、ハラスメントに関する主張及びハラスメント行為の具体的内容の確認のために、公正職務審査委員会が審査請求人に対して依頼した照会文書及びその回答文書があった。当該文書の内容を審査したところ、本件保有個人情報の対象文書とすべきものとは認められなかった。

また、公正職務審査委員会の調査・審議の経過について確認したところ、公正職務審査委員会から人事課に対する人事評価制度に関する照会文書及びその回答が存在することがわかったが、これについても本件保有個人情報の対象文書とすべきものとは認められなかった。

以上により、実施機関の文書特定に誤りがあるとは認められなかった。

3 本件保有個人情報にかかる条例第18条第6号の該当性について

条例第18条第6号は、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

職員支援室聴取記録及びハラスメントの照会に対する回答は、公正職務審査委員会の会議が非公開であって、提出した資料が開示されないことを前提として提出されたものである。これを開示すると、担当課が情報提供に対して消極的な対応をすることや、調査対象者が開示されることを念頭において照会に回答することが予想され、今後、公正職務審査委員会が正確な情報を得ることが困難となり、十分な調査ができなくなるおそれがある。

公正職務審査委員会の会議録を開示すると、今後、非公開で実施した不開示情報を含む審議において、開示請求を念頭に置く必要性が生じるため、率直な意見交換をすることが困難になるおそれがある。

以上により、今後の公正職務審査委員会の審議判断に支障が生じるおそれがあると認められることから、本件保有個人情報は条例第18条第6号に該当する。

なお、審査請求人は、条例第18条第6号が、不当な開示請求に対して不開示とする規定であると主張するが、条例の解釈に誤りがある。上記のとおり、条例第18条第6号は、審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものを不開示情報とするものであり、開示請求自体が不当であることを規定したものではない。

4 本件処分における決定通知書の記載について

審査請求人は、保有個人情報不開示書に記載された保有個人情報の内容は、審査請求人の

同意なく実施機関により記載された内容であり、記載事項に不備があることから不当であると主張する。

大津市個人情報保護条例事務取扱要領には、開示請求に係る決定通知書の記入要領が定められており、次のとおり記載されている。「開示決定に係る決定通知書の記入に当たっての留意事項は次のとおりとする。「開示請求に係る個人情報の内容」欄には、開示請求書の「開示請求に係る個人情報の内容」欄に記載された内容をそのまま転記するのではなく、開示請求の内容に対応する保有個人情報の名称を正確に記載するものとする。」

請求された文書が十分に特定されていないものについて、実施機関において請求内容に相当する文書として特定したものを決定通知書に記載することは、開示請求にかかる保有文書の全容を明らかにすることで、実施機関の有する保有個人情報の開示にかかる事務処理の過程を請求者に説明する責務を全うするとともに、開示請求者が不服を申し立てるにあたっての便宜を与える趣旨に出たものであって、保有個人情報開示請求制度の目的に照らしても、適切な取扱いである。

したがって、実施機関が「開示請求に係る個人情報の内容」を記載する際に、開示請求書に記載された内容をそのまま転記せず、対応する保有個人情報の名称を記載したことは適正な事務であり、記載事項に不備があることから本件処分が不当であるとの審査請求人の主張は認められない。

また、審査請求人は上記のほかにも種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものとはいえない。

5 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 8月 7日	諮問書の受理
平成30年 9月 27日	審査請求の概要説明 審査請求人からの意見陳述 実施機関からの事情聴取
平成30年10月 11日	審議
平成30年11月 8日	審議
平成30年11月 22日	審議
平成30年12月 5日	答申